

○こうち人づくり広域連合連絡調整会議設置要綱

平成15年 1 月14日制定

改正 平成17年 3 月31日
改正 平成17年10月 7 日
改正 平成18年 5 月12日
改正 平成18年 8 月 2 日
改正 平成20年 5 月16日
改正 平成25年 3 月13日

（設置の目的）

第1条 こうち人づくり広域連合規約第4条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合構成市町村（以下「構成市町村」という。）が職員等の研修、研修支援、人材交流及び政策研究に関する事務を主体的かつ円滑に処理していくため、構成市町村の各人事・研修担当課長で構成するこうち人づくり広域連合連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（連絡調整会議の業務）

第2条 連絡調整会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) こうち人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）の広域計画の策定のための協議及び策定する広域計画の実施に向けた連絡・調整
- (2) 広域連合の事業の円滑な推進を図るための連絡・調整
- (3) 構成市町村の職員等の研修、研修支援、人材交流及び政策研究に関する情報の一元的な収集及び提供
- (4) その他広域連合の運営等に関する必要な事項の協議及び連絡並びに調整

（構成）

第3条 連絡調整会議は、各構成市町村の人事・研修担当課長をもって構成する。

2 連絡調整会議に議長及び副議長を置き、議長及び副議長は構成員の互選によって決定する。

3 議長及び副議長の任期は2年とし、任期途中で異動があった場合には、その後任の者が残りの任期を努めるものとする。

（連絡調整会議の開催等）

第4条 連絡調整会議は、必要に応じて、議長が他の構成員を招集して開催する。

2 議長が必要と認める場合には、職員等の研修、研修支援、人材交流及び政策研究に関する専門的知識を有する者を参加させ、その意見を聴くことができるものとする。

（部会）

第5条 連絡調整会議における協議又は検討等を深めるため、次の部会を設置す

る。

(1) 広域研修・政策研究部会

(2) 研修支援・人材交流部会

2 前第1項に規定する各部会は、15人以内で組織する。

3 各部会に属すべき構成員は議長が指名し、その構成員の任期等については、第3条第3項の規定を準用する。

4 部会には部会長及び副部会長を置き、部会に属する構成員のうちから議長が指名する。

5 議長は、必要に応じて、第1項に規定する部会以外の部会を設置することができるものとする。

(ブロック会)

第6条 連絡調整会議の業務を円滑に推進するため、別表の区分とおりブロック会を設置し、必要に応じて開催する。

2 ブロック会にはブロック長及び副ブロック長を置き、ブロック会に属する構成員のうちから議長が指名する。

3 ブロック長及び副ブロック長の任期等は、第3条第3項の規定を準用する。

(事務局)

第7条 連絡調整会議の事務局は広域連合に置く。

2 事務局は、連絡調整会議及び部会の庶務を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関して必要な事項が生じた場合には、議長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

(経過措置)

2 議長、副議長、部会の構成員、ブロック会のブロック長及び副ブロック長の当該要綱施行後最初の任期は、第3条及び第5条並びに第6条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則(平成17年3月31日改正)

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年10月7日改正)

この改正要綱は、平成17年10月7日から施行する。

附 則(平成18年5月12日改正)

この改正要綱は、平成18年5月12日から施行する。

附 則(平成18年8月2日改正)

この改正要綱は、平成18年8月2日から施行する。

附 則(平成20年5月16日改正)

この改正要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月28日から適用する。

附 則(平成25年3月13日改正)

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

ブ ロ ッ ク 会 の 区 分

ブロック名	市 町 村 名
安芸広域 市町村圏ブロック	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村（ 9 ）
高知中央・嶺北広域 市町村圏ブロック	高知市、南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村（ 8 ）
仁淀川・高吾北広域 市町村圏ブロック	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村（ 6 ）
高幡広域 市町村圏ブロック	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町（ 5 ）
幡多広域 市町村圏ブロック	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町（ 6 ）